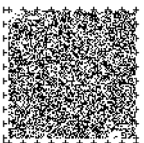


第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置付け
3. 計画期間
4. 計画の対象者
5. 計画の策定方法





第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

本市では、人権、安心・安全、生活支援、療育・教育、社会参加など、障害者に対する施策を総合的に定めるとともに、「誰もが安心して暮らすことができる地域社会」を市民全体で実現するための「第2期上尾市障害者計画」と、障害者・障害児の日常生活や療育、就労に向けた支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込み量を設定する「第5期上尾市障害福祉計画」及び「第1期上尾市障害児福祉計画」を一体化した「上尾市障害者支援計画」を平成30年3月に策定し、その施策を推進してきました。

このうち、「第5期障害福祉計画」と「第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって満了となることから、新たに国や県が示す障害福祉に関する指針を踏まえ、令和3年度から5年度までの3年間の計画期間とする「第6期上尾市障害福祉計画」、「第2期上尾市障害児福祉計画」を策定するものです。

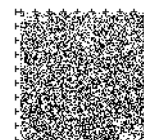
2. 計画の位置付け

「第6期上尾市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条第1項に基づき、また、「第2期上尾市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、それぞれ策定するものです。

3. 計画期間

本計画の期間は、以下に示すとおり、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

		平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
上尾市 障害者 支援 計画	上尾市 障害者計画	第 2 期					
	上尾市 障害福祉計画	第 5 期			第 6 期		
	上尾市 障害児福祉計画	第 1 期			第 2 期		



4. 計画の対象者

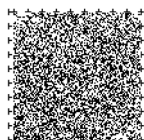
本計画における障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援の対象者は以下のとおりです。ただし、個々のサービスの対象者の範囲は、個別の法令等の規定により限定されます。

障害福祉サービス、地域生活支援事業の対象者

- ・18歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害者及び高次脳機能障害者を含む)
- ・18歳以上の難病患者(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度の者)
- ・障害児(身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害児及び高次脳機能障害児を含む)及び18歳未満の難病患者)

障害児通所支援の対象者

- ・障害児(上記記述のとおり)



5. 計画の策定方法

本計画では、障害のある人をはじめ、市民や障害福祉の関係者などからの幅広い意見を反映できるよう、以下の方法により策定に当たりました。

(1)上尾市障害福祉施策推進委員会による計画の審議

上尾市障害福祉施策推進委員会条例に基づく委員会において、前計画の進捗状況及び本計画の検討を行いました。

委員会は、障害福祉に関する事業に従事する者、障害者団体の代表者、障害福祉に係る機関の職員及び学識経験のある者等による18名で構成されています。

(2)市民アンケート調査の実施

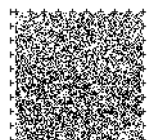
本計画の策定に当たり、障害のある人の生活状況や要望を把握し、本計画に反映させることを目的に市民アンケート調査を実施しました。

○調査の実施期間及び調査票の配布・回収方法

- ・実施期間:令和元年 11 月1日 ~ 令和元年 11 月 29 日
- ・配布方法:郵送配布
- ・回収方法:郵送回収

○調査結果

調査票種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
ア.身体障害者手帳所持者	1,100	763	763	69.4%
イ.療育手帳所持者	300	187	187	62.3%
ウ.精神障害者保健福祉手帳所持者	350	198	198	56.6%
エ.難病患者	200	144	143	71.5%
オ.障害児（保護者）	150	95	95	63.3%
カ.一般市民	900	459	459	51.0%
合計	3,000	1,846	1,845	61.5%



(3)事業所アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、障害福祉サービス事業所等の運営状況・課題・要望等を把握し、本計画に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

○調査の実施期間

令和2年6月8日 ～ 令和2年7月8日

○調査結果

	調査対象事業者	事業者数	回収数	回収率
1	障害福祉サービス事業者	56	41	73.2%
2	障害児通所支援事業者	29	18	62.1%
3	指定特定（障害児）相談支援事業者	12	10	83.3%
4	障害者相談支援事業者（一部市外あり）	5	5	100.0%
5	地域活動支援センター（あけぼの・ふれあいハウス）	2	1	50.0%
6	障害者就労支援センター	1	1	100.0%
7	日中一時支援	4	4	100.0%
8	移動支援	9	2	22.2%
9	訪問入浴サービス	2	1	50.0%
	合計	120	83	69.2%

(4)市民コメント制度(パブリックコメント)による意見募集

市民の意見を反映させるため、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見の概要と、その意見に対する市の考え方をホームページ等で公表するとともに、意見を反映しました。

○パブリックコメントの実施期間

令和2年12月8日 ～ 令和3年1月19日

○パブリックコメントの結果

14件

